

平成21～25年度

THE PROMOTION OF OTARU CITY'S SCHOOLS EDUCATION PLAN

小樽市学校教育推進計画

(2 次計画)

小樽市教育委員会

はじめに

本市の学校教育については、平成18年度から3年間にわたる中期的視野に立った「小樽市立学校教育推進計画（あおぼとプラン）」を策定し、新たな時代に対応した学校教育を推進するための基盤を整えてきました。

この間、保護者・地域の皆様の学校に寄せる熱い思いと活動に支えられ、本市の教育は着実に歩を進めています。

一方、最近の教育を取り巻く情勢は、教育基本法の改正、学習指導要領の改訂、全国学力・学習状況調査の実施など、大きな変化が見られております。

このたび、小樽市教育委員会では、今後の社会のあり様を見据え、市民の期待に応える取組の一層の充実を期して、平成21年度から5か年にわたる「小樽市学校教育推進計画」を策定しました。

この計画は、第6次小樽市総合計画との整合を図るとともに、国や道の教育改革の動向も踏まえ、本市の学校教育の取り組むべき方向について、指針を示したものです。

計画の策定に当たっては、小・中・高校長会や市P連等からなる「小樽市における『教育の日』を推進する会」をはじめ、市民の皆様のご意見なども踏まえ、検討を重ねてまいりました。

本計画では、「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもち たくましく生きる 小樽の子どもの育成」を基本理念とし、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成などの目標を掲げ、これまでの考え方を継承し発展させるものとしています。また、教育委員会と学校のそれぞれの役割を明確にする観点から、目標ごとの主な取組について整理し示しています。

この計画を基にこれまで以上に学校教育の質を高め、子ども一人一人に「生きる力」を育むよう教育活動の改善・充実に努めてまいります。

小樽市の未来を担う子どもたちをはぐくむためには、学校、家庭、地域社会が自らの役割を自覚しながら、十分に連携・協力し、一体となって取り組むことが重要です。

市民の皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

平成21年1月

小樽市教育委員会教育長

菊 讓

目 次

・ はじめに	
・ 目次	
◇ これまでの経緯	1
1 全体構造図	3
2 基本理念	4
3 基本方針	5
4 計画の展開	
◆ 重点目標 1 確かな学力の育成	6
◆ 重点目標 2 豊かな心の育成	8
◆ 重点目標 3 健やかな体の育成	10
◆ 重点目標 4 社会の変化に対応した 教育の推進	12
◆ 重点目標 5 信頼に応える学校づくり	14
・ 北海道教育ビジョンとの関連	16
・ Check&Action	

これまでの経緯

本市の学校教育については、平成18年度から「小樽市立学校教育推進計画」（あおぼとプラン）に取り組むことを通して、新たな時代に対応した教育を推進していくための基盤を整えてきた。

- 平成17年10月31日に、「小樽市学校教育推進のために」作成検討委員会（以下検討委員会という）から、平成18年度から平成20年度までの3年間の中期的な視野に立った教育推進計画の策定にあたり、本市の子どもたちを取り巻く社会状況、教育の現状や課題について総合的に検討し、今後の小樽市の教育の方向性を示す答申をいただいた。
- 検討委員会からの答申をもとに、計画案を作成し、関係団体の意見などを伺い、平成18年1月に「小樽市立学校教育推進計画（あおぼとプラン）」（以下推進計画という）を策定した。
- 平成18年4月から推進計画に基づき、本市の学校教育を推進してきた。この間、学期ごとに各学校の取組を確認するなど、計画の進捗状況の把握及び指導助言に努めてきた。また、年度ごとに実践事例集を作成し学校経営交流会を開催するなど、あおぼとプランに基づく実践の啓発に努めてきた。

現状と課題

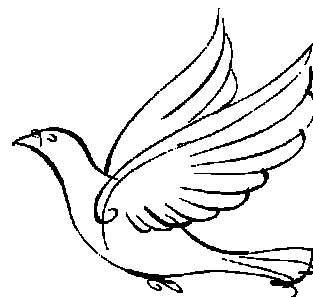
- 「あおぼとプラン」により、小樽市立小中学校としての目指すべき方向が明確になり、教職員の学校改善に向けた意識の高まりが見られている。
- 各学校が取り組む内容を具体的に示したことにより、学校改善が着実に進められてきている。
- 「あおぼとプラン」により、バランスのとれた教育活動が行われるとともに、学校運営の状況について自己評価がしやすくなっている。
 - ・ 「あおぼとプラン」では、65項目の取組を掲げているが、平成20年度1学期末における実施状況は92.8%になっている。
 - ・ 全ての学校が実施した項目は、基礎基本の定着1校1実践や特別支援教育研修会の実施など25項目となっている。
 - ・ 未実施が10校以上の項目は、6項目あり、特に、読書活動における学校支援ボランティアの活用、栄養教諭の活用、ALTの活用など、外部

人材の活用にかかわる項目が多く見られる。

- ◇ 学校によっては一部の活動にとどまっている項目や内容面に工夫が必要とされる項目が見られる。
- ◇ 保護者や地域の人々に「あおぼとプラン」が十分周知されていない状況が見られる。
- ◇ 推進計画に掲げている65項目の内容を見直し、学校で取り組む項目とともに、教育委員会の関連する施策を記載する必要がある。
- ◇ 全国学力・学習状況調査の結果から、国語、算数・数学の学力及び基本的な生活習慣や学習習慣の定着に課題が見られる。

新計画作成の基本的な考え方

- ・ 平成17年度にいただいた検討委員会からの答申は、平成18年度から平成20年までの中期的視野に立つ本市の教育推進に対するものであるが、平成21年度からの新計画は、現推進計画の延長線上にあるものであることから、基本的にその答申を踏まえながら、新計画を作成する。
- ・ 新計画は、平成17年度の検討委員会からの答申、現状と課題、関係団体や市民の意見、北海道教育ビジョンとの整合性や新学習指導要領との関連、全国学力・学習状況調査結果も踏まえ、5年計画で作成する。
- ・ 新計画については、パブリックコメントを実施し、広く保護者や市民の意見を求め、計画への参画を促進する。
- ・ 新計画は、小樽市学校教育推進計画作成委員会（校長・教頭・教諭・教育委員会職員）を組織し作成する。



1 全体構造図

基本理念

心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもち
たくましく生きる 小樽の子どもの育成

基本方針 ・ 「確かな学び」と「豊かな感性」を育む教育の推進
・ 「信頼」と「活力」ある学校づくりの推進

重点目標1 確かな学力の育成

- ① 学習状況の把握と指導の改善
- ② 基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用力の育成
- ③ 学習意欲の向上と学習習慣の確立
- ④ 特別支援教育の充実

重点目標2 豊かな心の育成

- ① 道徳性の育成
- ② 読書活動の推進
- ③ 生徒指導の充実
- ④ 体験的な活動の充実
- ⑤ 人権教育の推進

重点目標3 健やかな体の育成

- ① 体力・運動能力の向上
- ② 健康教育の充実
- ③ 食育の推進
- ④ 安全教育の充実

重点目標4 社会の変化に対応した教育の推進

- ① ふるさと教育の推進
- ② 国際理解教育の推進
- ③ 情報教育の推進
- ④ キャリア教育の推進
- ⑤ 環境教育の推進

重点目標5 信頼に応える学校づくり

- ① 開かれた学校づくりの推進
- ② 活力ある学校づくりの推進
- ③ 学校種間の連携・接続の推進
- ④ 教職員の資質・能力の向上

2 基本理念

心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもち

たくましく生きる 小樽の子どもの育成

心豊かに学び

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、意欲をもって学び、共によりよく問題を解決することを通して、可能性を高め、学ぶことの楽しさや生きることの喜びを実感し、他者や社会、自然や環境と共に生き、分かち合いながら、自らの生き方や主体性を確立していく教育を推進します。

ふるさとに夢と誇りをもち

世界に開かれた港湾都市小樽に生きる子どもが、ふるさとの誇りを胸に、自分の夢の実現に向けて国内外の様々な分野で意欲的に活動するとともに、ふるさとの未来に夢を抱き、力を合わせて地域を支え、社会を支える人を育む教育を推進します。

たくましく生きる

子どもの心身の調和のとれた発達を促し、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培うとともに、未来に夢と希望をもち、困難を乗り越え、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を育む教育を推進します。

小樽の子どもの育成

学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、共に連携して、小樽に生まれ育った子どもが小樽に愛着をもち、地域の一員であるという自覚を育む教育を推進します。

3 基本方針

学校の役割は、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うことは言うまでもありませんが、加えて、体験的に学習する場、良識ある社会人として生きていくために必要最小限の教育を受ける場です。そのためにも、それぞれ心身の発達段階に即して、学ぶべきことをしっかり身に付けていく指導が求められています。

また、教員は学ぶことの楽しさや大切さを教える専門家であってほしい、さらに、子どもたちにとって将来進むべき道の指針を示してくれる身近な社会人であってほしい、どの学校、学級においても質の高い教育をしてほしい、という保護者の声があります。そうした期待に応えるためには、教員自ら自己研鑽に一層努めるとともに、教員の研修の機会や内容をさらに充実させることが必要です。

(「小樽市学校教育推進のために」作成検討委員会答申より H17/10)

「確かな学び」と「豊かな感性」を育む教育の推進

変化の激しい社会を担う子ども一人一人が、個性や能力を最大限に発揮しながら、自立した人間として生きていけるよう、身に付けるべきことをしっかりと身に付けさせることが大切です。特に、夢を描きにくく自己を見失いがちな若者が見られる現状において、自分のよさや可能性への自覚を深めるとともに、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心などを育てる教育活動の展開が重要となっています。

そこで、子どもたちに「確かな学び」と「豊かな感性」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、それらを活用しながら学ぶ力を高め、学ぶ楽しさや喜びが実感できる学習活動の充実に努めるとともに、他者や社会、自然などのかかわりをもてる活動を充実し、豊かな感性を育む教育を推進します。

「信頼」と「活力」ある学校づくりの推進

子ども一人一人に社会において生きて働く資質・能力を育成するためには、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力して教育を行うことが大切です。

特に、学校教育においては、社会全体から大きな期待が寄せられていることから、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくり、子どもたちが意欲的に学校生活に取り組むことができる活力ある学校づくり、教育に携わる教職員の資質・能力の向上などを通じて、信頼に応える学校づくりを進める必要があります。

そこで、「信頼」と「活力」のある学校づくりを目指し、各学校が主体的に子どもたちの目が輝くような創意工夫のある教育活動を展開することはもとより、学校・家庭・地域社会が相互に支え合う協力体制を大切にするとともに、教職員が教育の専門家として責任と誇りをもって教育活動に取り組むことができるよう、その資質・能力の向上を図ります。

4 計画の展開

重点目標1 確かな学力の育成

学ぶ意欲を高め、子ども一人一人のよさを生かし、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力、判断力、表現力等を育成し、主体的に学び自ら考え行動する力などの確かな学力の向上に努めます。

観 点	基 本 方 向	学校における主な実践項目
1 学習状況の把握と指導の改善	(1) 小樽の子どもの確かな学力(注1)の向上を図るため、学習内容の定着状況を把握し、指導内容や指導方法の工夫改善に努めます。	① 標準学力検査等を活用した学習状況の適切な把握 ② 学力向上検討委員会等による学習状況等の分析と学力向上改善プランの作成
2 基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用力の育成	(2) 個に応じたきめ細かな指導を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、知識・技能を活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動の充実に努めます。	③ 言語活動を位置付けた各教科等の指導計画の作成 ④ 発達段階に応じた「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能の習得 ⑤ 指導方法・指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実 ⑥ 明確な評価規準の設定及び指導と評価の一体化を図った授業の充実
3 学習意欲の向上と学習習慣の確立	(3) 子どもが学ぶ意欲をもち、実感を伴った理解ができるような教育活動を工夫するとともに、学校と家庭が連携し、確かな学力の基盤となる学習習慣を確立するよう努めます。	⑦ 生徒指導の機能(注2)を生かした授業の推進 ⑧ 体験的な学習や問題解決的な学習の重視による実感を伴った理解を促す学習指導の充実 ⑨ 総合的な学習の時間(注3)のねらいの明確化と小中学校間の連携 ⑩ 家庭との連携による学習習慣の確立 (小学校で学年×10分間以上の家庭学習の実施など)
4 特別支援教育(注4)の充実	(4) 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の充実に努めます。	⑪ 障がいの理解に基づく指導力を高める研修の推進 ⑫ 校内支援体制の充実及び個別の教育支援計画(注5)・個別の指導計画の作成 ⑬ 特別支援学校や幼・保・小・中・高との連携

注1「確かな学力」

知識や技能はもとより、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等まで含めたもの。

注2「生徒指導の機能」

いじめや暴力行為等の問題行動への対処や校則を遵守させる指導など、指導内容や指導領域に限定されるものではなく、全ての教育活動の中に作用するもので、「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を築く」の3つの機能があげられる。

注3「総合的な学習の時間」

各学校が地域や学校、児童生徒の実態に応じて、各教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間。

注4「特別支援教育」

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、LD(学習障がい)等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

注5「個別の教育支援計画」

障がいのある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保しながら、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として策定するもの。

<教育委員会の関連する施策>

- ◇ 各種検査の奨励(知能検査、適性検査、学力検査等の実施と分析)
- ◇ 副読本・補助教材等作成(小学校社会科副読本、理科教材)
- ◇ 教育課程編成の手引き作成(教育課程の改善・充実、指導内容・方法の充実)
- ◇ 指導方法工夫改善連絡協議会の開催(個に応じた指導の充実、指導方法・指導体制の工夫)
- ◇ 「総合的な学習の時間」交流会の実施(学習成果の交流・学びの広がり)
- ◇ 学芸員等の派遣(総合博物館、美術館、文学館等)
- ◇ 特別支援教育指導体制の整備(小樽市子ども支援部会・支援員の配置)
- ◇ 就学指導・相談体制の充実(就学指導委員会、就学相談の充実)

共に生きる喜びを実感しながら、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心など、豊かな人間性の育成に努めます。

重点目標2 豊かな心の育成

観 点	基 本 方 向	学校における主な実践項目
1 道徳性の育成	(1) 生命を尊重する心を基盤として、自立心、自己責任、善悪の判断などの基本的なモラル、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力などをはぐくむため、その基盤となる道徳性の育成に努めます。	① 生命尊重、思いやりの心、規範意識、など、重点目標を明確にした道徳の全体計画、年間指導計画、学級における指導計画の作成 ② 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実 ③ 地域の人材や伝統文化等の教育資源を活用した特色ある道徳教育の推進
2 読書活動の推進	(2) 子どもの豊かな感性や表現力、創造力などをはぐくむため、読書活動を推進し、子どもたちの読書習慣の育成に努めます。	④ 朝の10分間読書など全校一斉の読書活動の取組を通して、読書習慣を確立する教育活動の充実 ⑤ 司書教諭(注1)や図書担当教員を中心とした指導体制の充実 ⑥ 学校図書館を活用した教育活動の推進
3 生徒指導の充実	(3) いじめや非行など子どもの問題行動の未然防止に努めるとともに、早期解決に向けた取組の充実に努めます。また、子ども一人一人の人格のよりよい発達を目指し、学校生活が全ての子どもにとって有意義で充実したものとなるよう、学校における相談体制の充実や家庭・地域社会との連携を通じて、生徒指導の充実に努めます。	⑦ 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実 ⑧ カウンセリング・マインド(注2)を生かし、子ども一人一人に応じたきめ細かな教育相談活動の充実や、スクールカウンセラー・関係機関等と連携を図った生徒指導の充実 ⑨ いじめや不登校等の早期発見・早期解決に努める指導体制の充実
4 体験的な活動の充実	(4) 子どもに社会性や豊かな人間性をはぐくみ、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会の連携の下、小樽の様々な教育資源を生かした自然体験活動、社会体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア活動等の充実に努めます。	⑩ 集団生活のルールやきまりの大切さなど基本的な生活習慣を育む学級活動の充実 ⑪ 身近な地域の自然や歴史、伝統、文化、産業などを積極的に活用した指導計画の改善充実 ⑫ 子どもの感性を磨く環境づくりや、地域の人々と連携した社会体験活動やボランティア活動等の充実
5 人権教育の推進	(5) 発達段階に応じ、様々な体験活動を通して、子ども一人一人が共感的に理解し合い、自他を尊重する態度を育む指導の充実に努めます。	⑬ 人権教育の全体計画の作成及び校内研修の実施による教職員の人権意識の錬磨 ⑭ 男女平等に関する正しい理解や協力する態度を育む教育活動の推進

注1「司書教諭」

小中学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これらを児童生徒及び教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。

注2「カウンセリング・マインド」

カウンセリング場面におけるカウンセラーの受容と共感という基本的な態度。

<教育委員会の関連する施策>

- ◇ 「道徳」副読本等購入(道徳教育の充実)
- ◇ 感性を育む教育の推進(音楽交流会・図工・美術展・書写展・読書感想文集、感性を育む授業改善)
- ◇ 生徒指導対策の充実(いじめ問題連絡協議会・不登校対策連絡協議会・講演会開催・啓発資料作成、保護者・地域や警察等の関係機関との連携)
- ◇ 適応指導教室の運営(不登校児童生徒の適応指導並びに学校復帰の促進)
- ◇ スクールカウンセラーの配置(児童生徒、保護者、教職員の心の不安や負担の軽減)
- ◇ 教育相談窓口の充実(来所相談・電話相談・メール相談の実施、相談窓口の周知)
- ◇ 人権教育の推進(啓発資料作成・研修会の実施)

重点目標3 健やかな体の育成

生涯を通じて、健康に過ごすことができるよう、基本的な生活習慣の確立、体力・運動能力の向上、健康管理能力の育成に努めます。

観 点	基 本 方 向	学校における主な実践項目
1 体力・運動能力の向上	(1) 体力・運動能力に関する子どもの実態把握を通じた指導内容・指導方法の工夫改善に努めるとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育成するよう努めます。	① 子どもの体力・運動能力調査の実施及び結果の分析と指導内容・指導方法の工夫改善 ② 「体育・健康に関する指導」の全体計画の作成
2 健康教育の充実	(2) 日常生活において自己の健康の保持増進を図るために必要な実践力を身に付け、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域社会が相互に連携を深めながら、健康教育の充実に努めます。	③ 「学校保健計画」の作成と学校保健活動に取り組む学校内外の組織体制づくり ④ 性や薬物に関する正しい知識を習得できる資質・能力を培う指導計画の作成 ⑤ 学校外の専門家を活用するなど家庭・地域社会と連携した指導体制の充実
3 食育の推進	(3) 学校・家庭・地域社会が連携しながら、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、健全な食生活を実践できる資質・能力の育成に努めます。	⑥ 「食に関する指導」の全体計画・年間指導計画の作成 ⑦ 栄養教諭等による学校給食を活用した食に関する指導の充実 ⑧ 家庭と連携し、「早寝早起き朝ごはん」運動(注1)を推奨するなど、生活リズムに配慮した指導の充実
4 安全教育の充実	(4) 事件や事故などから、子ども自身が自らを守ることができるよう、安全に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、非常災害時に安全かつ的確な行動をとることができるよう、学校・家庭・地域社会が連携した安全教育の充実に努めます。	⑨ 「学校安全計画」の作成及び対処要領(マニュアル)(注2)の作成・訓練の実施 ⑩ 通学路の安全マップ(注3)を活用した防犯教室(注4)や多様な災害を想定した避難訓練、発達段階を踏まえた交通安全教育を実施するなど、子ども自身が自分の身を守る力を高める教育活動の工夫 ⑪ 学校・保護者・地域社会・関係機関等との連携を図った指導体制の確立

注1「早寝早起き朝ごはん」運動

子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び、スポーツなど様々な活動に生き生きと取り組ませるとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図るための運動。

注2「対処要領」(マニュアル)

学校保健法の改正(平成20年6月)により、各学校において危機等の発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的な内容や手順を定めた対処要領を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じることとされた。

注3「通学路の安全マップ」

学校において作成する児童生徒の通学路における、犯罪や事故の発生しやすい箇所やその理由、実際に犯罪や事故が発生した場所等を示した地図などの絵図。

注4「防犯教室」

児童生徒を対象として、防犯に関する心構えについての講話、防犯や応急手当等についての訓練等を実施する講習会。

<教育委員会の関連する施策>

- ◇ 体力テストの推進(児童生徒の体力の実態把握、指導資料作成)
- ◇ 健康教育の充実(研修会の実施、啓発資料の作成、基本的な生活習慣づくりの推進、保健所等の関係機関との連携)
- ◇ 食育の充実(栄養教諭等による指導の充実、安全・安心な給食の提供、研修会の実施)
- ◇ 児童生徒の安全確保(防犯ブザーの貸与、通学路の安全確保、警察等関係機関との連携)

重点目標4 社会の変化に対応した教育の推進

自立して生きていく上で必要な資質・能力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、新しい時代を生きていくための実践的な力の育成に努めます。

観 点	基 本 方 向	学校における主な実践項目
1 ふるさと教育の推進	(1) 自分が生まれ育った小樽の自然や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深めるため、地域の施設や人材、文化財など、身近な教育資源を積極的に活用した学習の充実に努めます。	① 各教科等において、身近な地域の自然や歴史、伝統、文化、産業等を積極的に取り入れた指導計画の作成 ② 地域の施設や人材を積極的に活用し、地域の理解を深める教育活動の実施
2 国際理解教育の推進	(2) 国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の文化・伝統とともに、諸外国の歴史や文化、伝統等について理解を深め、尊重し、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を培うとともに、英語等の外国語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。	③ 各教科等における指導のねらいや内容の関連を図った国際理解教育の指導計画の作成 ④ ALT(注1)等の活用など、コミュニケーション能力の育成を図る効果的な指導方法の工夫・改善 ⑤ 小学校の外国語活動における教員の英語の指導力向上のための研修の実施
3 情報教育の推進	(3) 情報化の進展等による情報通信ネットワークの高度化や有害情報に適切に対応するための情報活用能力を育成するとともに、発達段階に応じて、情報機器を利用する際のルールやマナー等の情報モラルを身に付けさせる取組を進めるなど、情報教育の充実に努めます。	⑥ 小中学校の各段階を見通した情報活用や情報モラル(注2)に関する系統的な指導計画の作成 ⑦ コンピュータの基本的な操作の習得と情報手段の適切な活用を通して、主体的に問題解決を図る教育活動の工夫 ⑧ コンピュータや携帯電話の使い方について、保護者と連携したルールやマナーの指導の徹底
4 キャリア教育の推進	(4) 子どもたちが、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職場体験などの体験活動を通じて、学ぶことや働くことの意義を理解させ、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実に努めます。	⑨ 小中学校における発達段階を踏まえたキャリア教育(注3)の指導計画の作成 ⑩ 小学校における地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ・見学などの実施。中学校における職場体験や上級学校への体験入学などの実施 ⑪ 校内体制の整備と地域・関係機関、他校種間における連携の充実
5 環境教育の推進	(5) 環境問題について自ら考え、主体的に環境に配慮して行動できる意欲や態度を育成するため、地域の特色を十分生かした環境教育の推進に努めます。	⑫ 各教科等における指導のねらいや内容の関連を図った環境教育の指導計画の作成 ⑬ 身近な地域での体験活動や関係団体等との連携を図った学習活動の工夫

注1「ALT」(Assistant language teacher)

中学校において、日本人の外国語担当教員とのチーム・ティーチングによる語学指導及び小学校での英語活動や「総合的な学習の時間」において実施される国際理解教育等への参加や地域の様々な国際交流活動に従事する外国青年。

注2「情報モラル」

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ(事故や犯罪等に対する情報の保護・保全)の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

注3「キャリア教育」

子どもたちが将来、社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育てる教育のこと。

<教育委員会の関連する施策>

- ◇ 副読本・補助教材等作成(小学校社会科副読本、理科教材)
- ◇ 国際理解教育の推進(英語指導助手(ALT)の派遣、商大留学生との交流、英語活動資料作成、研修会の実施)
- ◇ 情報教育の充実(情報モラル対策委員会の開催、情報モラル啓発資料作成、研修会実施)
- ◇ キャリア教育の推進(職場体験連絡協議会開催、職場体験学習の推進、研修会実施、研究資料作成)
- ◇ 環境教育の推進(環境教育研修会の実施、研究資料作成)
- ◇ 関係機関等との連携の充実(学校支援ガイドプログラム作成、情報提供)

教職員の資質・能力の向上を図り、確かな教育実践を積み上げるとともに、地域に学校を開くことを通して、市民からの信頼に応える学校づくりに努めます。

重点目標5 信頼に応える学校づくり

観 点	基 本 方 向	学校における主な実践項目
1 開かれた学校づくりの推進	(1) 学校評価を適切に実施するとともに、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度を活用することなどを通して、開かれた学校づくりの推進に努めます。	① 年度の重点目標等の達成状況を明確にする学校評価(注1)システムの確立 ② 学校だより・ホームページ等を活用した経営方針の公表や学校評価結果の積極的な公表、教育活動の公開など、保護者や地域住民へのきめ細かな情報提供の実施 ③ 学校評議員研修会の実施及び、学校評議員制度(注2)を活用した経営方針の確立や経営計画の作成
2 活力ある学校づくりの推進	(2) 子ども一人一人が目を輝かせ意欲的に学校生活に取り組むことができるよう、創意工夫ある教育活動を積極的に展開するとともに、保護者や地域と一体となって教育の充実に努める、活力ある学校づくりの推進に努めます。	④ 地域の教育資源や自然環境を積極的に活用した教育課程(注3)の編成・実施 ⑤ 各教科等において、専門的な知識・技能を有する人材などを活用した指導の充実 ⑥ 子どもの主体的・創造的な態度を育成する魅力ある授業の創造
3 学校種間の連携・接続の推進	(3) 子どもの発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るため、学校種間の連携・接続に配慮しながら、教育課程の編成・実施や指導方法の工夫・改善などを通じて、学校運営の充実に努めます。	⑦ 学びの連続性を踏まえ、指導方法や指導内容等が、円滑に移行できる教育課程の工夫・改善 ⑧ 授業交流をはじめ、基本的な生活習慣の指導や子ども理解など、学校種間における教職員との効果的な連携・交流の推進 ⑨ 小中学校における体験入学の実施
4 教職員の資質・能力の向上	(4) 教職員が、子ども一人一人に対しての深い愛情と使命感をもち、豊かな人間性や社会性、高い指導力を身に付け、教育の専門家としての資質・能力の向上を図ることができるよう、研修を通じた取組の充実に努めます。	⑩ 授業研究の積極的な推進と広い視野からの指導助言を得る校内研修の充実 ⑪ 研修会、研究会などへの積極的な参加による校外研修の充実 ⑫ 小樽市教育研究所等の関係機関との連携

注1「学校評価」

平成19年に改正された学校教育法において、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより教育水準の向上に努めること、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することが定められた。

注2「学校評議員制度」

教育委員会から学校評議員として委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べる制度であり、平成12年に学校教育法施行規則が一部改正され、学校評議員を置くことができるようになった。小樽市では、平成16年度から全ての小中学校で学校評議員を設置している。

注3「教育課程」

学校教育の目的や目標を達成するため、児童生徒の心身の発達に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

<教育委員会の関連する施策>

- ◇ 学校評議員制度の推進(学校評議員の活用、研修会の実施)
- ◇ 学校評価と情報公開の充実(学校の自己評価・保護者アンケート・学校関係者評価等)
- ◇ 教育研究の推進(研究員による研究活動の推進)
- ◇ 調査研究活動の推進(研究推進校、協力校等を募り、教育研究の拠点となる学校・団体の育成)
- ◇ 教職員研修会の実施(スキルアップ講座、課題別研修講座、授業交流会、コンピュータスキルアップ研修、管理職研修、教育状況視察研修等の実施)
- ◇ 教員研修図書の整備(研修図書の充実・活用促進)
- ◇ 学校訪問指導の充実(指導主事の派遣による指導の充実)
- ◇ 学校支援ボランティア活動の推進(学校支援ボランティアリスト作成等)
- ◇ 学校規模・配置の適正化
- ◇ 学校施設の整備

【北海道教育ビジョンと小樽市学校教育推進計画との関連】

北海道教育の基本理念

- ・ 自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む
- ・ 心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む

小樽市学校教育推進計画

【基本理念】

心豊かに学び
ふるさとに夢と誇りをもち
たくましく生きる
小樽の子どもの育成

北海道教育ビジョンの構成

基本目標	基本方向	視 点		
1 社会で活躍する実践的な力の育成	1 生きる知恵につながる確かな学力を育む、自立した生き方を支える教育の推進	視点1 確かな学力の向上をめざす教育の推進	確かな学力の育成 ① 学習状況の把握と指導の改善 ② 基礎・基本の確実な定着と活用力の育成 ③ 学習意欲の向上と学習習慣の確立 ④ 特別支援教育の充実	
		視点2 コミュニケーション能力を育む教育の推進		
	視点3 特別支援教育の充実			
	2 社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進	視点1 グローバル化への対応		豊かな心の育成 ① 道徳性の育成 ② 読書活動の推進 ③ 生徒指導の充実 ④ 体験的な活動の充実 ⑤ 人権教育の推進
		視点2 理数教育、情報教育の充実		
視点3 キャリア教育の充実				
2 豊かな心と健やかな体の育成	3 豊かな人間性と感性を育む教育の推進	視点1 豊かな心を育む教育（道徳教育）の推進	健やかな体の育成 ① 体力・運動能力の向上 ② 健康教育の充実 ③ 食育の推進 ④ 安全教育の充実	
		視点2 読書活動の推進		
		視点3 体験的な活動の充実		
	4 心身の健やかな成長を促す教育の推進	視点1 体力・運動能力の向上		
		視点2 食育の推進		
3 信頼される学校づくりの推進	5 魅力ある学校づくりの推進	視点1 開かれた学校づくり	社会の変化に対応した教育の推進 ① ふるさと教育の推進 ② 国際理解教育の推進 ③ 情報教育の推進 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 環境教育の推進	
		視点2 特色ある学校づくり		
		視点3 幼・小・中・特・高の連携・接続		
	6 教職員に対する信頼性の向上	視点1 教職員の資質・能力の向上		信頼に応える学校づくり ① 開かれた学校づくりの推進 ② 活力ある学校づくりの推進 ③ 学校種間の連携・接続の推進 ④ 教職員の資質・能力の向上
		視点2 管理職のリーダーシップと教職員の協働意識の高揚		
4 地域全体で子どもを守り育てる体制づくり	7 家庭の教育力の向上への支援の充実	視点1 家庭の教育力の向上	※ 社会教育関係は「小樽市社会教育推進計画」による	
		視点2 子育て支援の充実		
	8 地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進	視点1 地域の教育力の向上		
		視点2 子どもたちの安全を確保する体制づくり		
5 北海道らしい生涯学習社会の実現	9 学んだ成果を生かす生涯学習の推進			
	10 潤いのある地域づくりをめざした社会教育の推進			
	11 文化・芸術活動の推進			
	12 健康づくり、スポーツ活動の推進			

Check&Act i on

目 観 点	学校における主な実践項目	H21	H22	H23	H24	H25	
重点1 確かな学力の育成	学習状況の把握と指導の改善	① 標準学力検査等を活用した学習状況の適切な把握					
		② 学力向上検討委員会等による学習状況等の分析と学力向上改善プランの作成					
	基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用力の育成	③ 言語活動を位置付けた各教科等の指導計画の作成					
		④ 発達段階に応じた「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能の習得					
		⑤ 指導方法・指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実					
		⑥ 明確な評価規準の設定及び指導と評価の一体化を図った授業の充実					
		⑦ 生徒指導の機能を生かした授業の推進					
	学習意欲の向上と学習習慣の確立	⑧ 体験的な学習や問題解決的な学習の重視による実感を伴った理解を促す学習指導の充実					
		⑨ 総合的な学習の時間のねらいの明確化と小中学校間の連携					
		⑩ 家庭との連携による学習習慣の確立(小学校で学年×10分間以上の家庭学習の実施など)					
	特別支援教育の充実	⑪ 障害の理解に基づく指導力を高める研修の推進					
		⑫ 校内支援体制の充実及び個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成					
		⑬ 特別支援学校や幼・保・小・中・高との連携					
重点2 豊かな心の育成	道徳性の育成	① 生命尊重、思いやりの心、規範意識、など、重点目標を明確にした道徳の全体計画、年間指導計画、学級における指導計画の作成					
		② 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実					
		③ 地域の人材や伝統文化等の教育資源を活用した特色ある道徳教育の推進					
	読書活動の推進	④ 朝の10分間読書など全校一斉の読書活動の取組を通して、読書習慣を確立する教育活動の充実					
		⑤ 司書教諭や図書担当教員を中心とした指導体制の充実					
		⑥ 学校図書館を活用した教育活動の推進					
	生徒指導の充実	⑦ 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実					
		⑧ カウンセリング・マインドを生かし、子ども一人一人に応じたきめ細かな教育相談活動の充実や、スクールカウンセラー・関係機関等と連携を図った生徒指導の充実					
		⑨ いじめや不登校等の早期発見・早期解決に努める指導体制の充実					
	体験的な活動の充実	⑩ 集団生活のルールやきまりの大切さなど基本的な生活習慣を育む学級活動の充実					
		⑪ 身近な地域の自然や歴史、伝統、文化、産業などを積極的に活用した指導計画の改善充実					
		⑫ 子どもの感性を磨く環境づくりや、地域の人々と連携した社会体験活動やボランティア活動等の充実					
	人権教育の推進	⑬ 人権教育の全体計画の作成及び校内研修の実施による教職員の人権意識の錬磨					
		⑭ 男女平等に関する正しい理解や協力する態度を育む教育活動の推進					
重点3 健やかな体の育成	体力・運動能力の向上	① 子どもの体力・運動能力調査の実施及び結果の分析と指導内容・指導方法の工夫改善					
		② 「体育・健康に関する指導」の全体計画の作成					
	健康教育の充実	③ 「学校保健計画」の作成と学校保健活動に取り組む学校内外の組織体制づくり					
		④ 性や薬物に関する正しい知識を習得できる資質・能力を培う指導計画の作成					
		⑤ 学校外の専門家を活用するなど家庭・地域社会と連携した指導体制の充実					
	食育の推進	⑥ 「食に関する指導」の全体計画・年間指導計画の作成					
		⑦ 栄養教諭等による学校給食を活用した食に関する指導の充実					
	安全教育の充実	⑧ 家庭と連携し、「早寝早起き朝ごはん」運動を推奨するなど、生活リズムに配慮した指導の充実					
		⑨ 「学校安全計画」の作成及び対処要領(マニュアル)の作成・訓練の実施					
		⑩ 通学路の安全マップを活用した防犯教室や多様な災害を想定した避難訓練、発達段階を踏まえた交通安全教育を実施するなど、子ども自身が自分の身を守る力を高める教育活動の工夫					
		⑪ 学校・保護者・地域社会・関係機関等との連携を図った指導体制の確立					
重点4 社会の変化に対応した教育の推進	ふるさと教育の推進	① 各教科等において、身近な地域の自然や歴史、伝統、文化、産業等を積極的に取り入れた指導計画の作成					
		② 地域の施設や人材を積極的に活用し、地域の理解を深める教育活動の実施					
	国際理解教育の推進	③ 各教科等における指導のねらいや内容の関連を図った国際理解教育の指導計画の作成					
		④ A L T等の活用など、コミュニケーション能力の育成を図る効果的な指導方法の工夫・改善					
		⑤ 小学校の外国語活動における教員の英語の指導力向上のための研修の実施					
	情報教育の推進	⑥ 小中学校の各段階を見通した情報活用や情報モラルに関する系統的な指導計画の作成					
		⑦ コンピュータの基本的な操作の習得と情報手段の適切な活用を通して、主体的に問題解決を図る教育活動の工夫					
	キャリア教育の推進	⑧ コンピュータや携帯電話の使い方について、保護者と連携したルールやマナーの指導の徹底					
		⑨ 小中学校における発達段階を踏まえたキャリア教育の指導計画の作成					
		⑩ 小学校における地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ・見学などの実施 中学校における職場体験や上級学校への体験入学等の実施					
	環境教育の推進	⑪ 校内体制の整備と地域・関係機関、他校種間における連携の充実					
		⑫ 各教科等における指導のねらいや内容の関連を図った環境教育の指導計画の作成					
		⑬ 身近な地域での体験活動や関係団体等との連携を図った学習活動の工夫					
重点5 信頼にこたえる学校づくり	開かれた学校づくりの推進	① 年度の重点目標等の達成状況を明確にする学校評価システムの確立					
		② 学校だより・ホームページ等を活用した経営方針の公表や学校評価結果の積極的な公表、教育活動の公開など、保護者や地域住民へのきめ細かな情報提供の実施					
		③ 学校評議員研修会の実施及び学校評議員制度を活用した経営方針の確立や経営計画の作成					
	活力ある学校づくりの推進	④ 地域の教育資源や自然環境を積極的に活用した教育課程の編成・実施					
		⑤ 各教科等において、専門的な知識・技能を有する人材などを活用した指導の充実					
		⑥ 子どもの主体的・創造的な態度を育成する魅力ある授業の創造					
	学校種間の連携・接続の推進	⑦ 学びの連続性を踏まえ、指導方法や指導内容等が、円滑に移行できる教育課程の工夫・改善					
		⑧ 授業交流をはじめ、基本的な生活習慣の指導や子ども理解など、学校種間における教職員との効果的な連携・交流の推進					
		⑨ 小中学校における体験入学の実施					
	教職員の資質・能力の向上	⑩ 授業研究の積極的な推進と広い視野からの指導助言を得る校内研修の充実					
		⑪ 研修会、研究会などへの積極的な参加による校外研修の充実					
		⑫ 小樽市教育研究所等の関係機関との連携					